

東栄町ふるさと寄附金返礼品募集要項

1 この要項の主旨

東栄町（以下「町」といいます。）では、平成28年11月以降にふるさと寄附金で町へ寄附をされた方へお礼の品の送付を開始したところです。

これは、町を応援される方に地元特産品等を返礼品として贈り、感謝の気持ちを伝えることで、ふるさと寄附金に対する関心を高め町への応援が広がっていくこと、地元の産品等の魅力発信、地域の活性化につなげることを目的としています。

この目的をさらに推進するため、平成29年8月1日から、インターネットサイトによる返礼品のPRと、返礼品のリニューアルを行います。

この要項において、東栄町ふるさと寄附金の返礼品及びインターネットサイトへの掲載に協力していただける方の募集を行います。

2 事業者の応募要件

次の(1)～(2)のいずれかに該当する者（以下「協力者」という）を対象とします。

(1) 町内に本社または事業所（工場含む）を有する法人及び個人事業主、又は、町の住民票を有する個人及び構成員に東栄町民を含む団体。

(2) 原材料の大半が町内産であり、それを客観的に示すことのできる製品の製造者及び販売者、関係者、又は町内で実施するサービス等を返礼品とする者

ただし、納期到来分の町税等の滞納がある場合、代表者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員である場合は対象としません。

3 募集する返礼品

① 要件

- ・ 「2」の要件を満たす者が取り扱うもので、町内で製造、加工、採取又は栽培等を行っているか、原材料の大半が町内産でありそれを客観的に示すことのできる品物及び町内で実施するサービス等であること。
- ・ 品物の場合は送付等に耐えうるもの。
- ・ 食料品については、安全・衛生上適切に寄附者の手元に届くよう配慮できること。
- ・ サービスの場合は、利用にあたっての申請方法等が確立し、有効期限が1年間以上あること。
- ・ その他、返礼品制度の目的を満たすものと町長が認めるもの。

※ 金銭類似性が高いもの、資産性が高いものなど町長が適切でないとするものは除きます。

② 価格

寄附金額に応じて、次の区分の返礼品を募集します。返礼品の提供価格には、包装代、手数料、消費税を含むものとし、配送料は含まないものとします。

区分	返礼品の提供価格	
1	3,000円 以内	
2	3,001円 以上	6,000円 以内
3	6,001円 以上	9,000円 以内
4	9,001円 以上	12,000円 以内
5	12,001円 以上	15,000円 以内
6	15,001円 以上	30,000円 以内
7	30,001円 以上	60,000円 以内

4 返礼品等の発送方法

返礼品の発送は次の2つの方法で行うものとします。

(1) 返礼品をインターネットサイトへ掲載する場合

- ① インターネットサイト運営業者より電子メール（携帯電話・スマートフォン可）により発注。
- ② 指定の日在宅配業者が伝票を作成のうえ集荷に。協力者は返礼品の品物の準備のみで、個人情報の取り扱いもありません。

(2) 返礼品をインターネットサイトへ掲載しない場合

- ① 役場よりFAX等により発注。
- ② 協力者自らが宅配業者を手配して伝票を作成のうえ発送。

5 事業者のメリット

- ・ 返礼品の画像や商品名、事業者名等をチラシ、インターネット等の広告媒体によりPRします。
- ・ 返礼品の発送にあたって、自社商品のパンフレットやチラシ等を同封することで、販売促進やPRが可能です。
- ・ 返礼品の発送をとおして新たな顧客の獲得や、場合によっては収益の向上につながります。

6 応募締切

第1次締切 平成29年6月20日（火）

※リニューアルオープン時に返礼品として登録するもの

※それ以降は随時応募を受け付けます。

7 応募方法

募集チラシの「お申し込みシート」の提出または電話等により町役場総務課（以下「総務課」といいます。）へ応募してください。

※ 募集チラシは広報とうえい6月号と一緒に配布しています。そのほか、総務課・東栄町観光まちづくり協会事務局、町HP等で入手できます。

※ 応募された方には、別途返礼品の内容などの登録を行っていただきます。

～応募先～

東栄町役場 総務課 財政係 ふるさと寄付金担当（原）

〒449-0292 東栄町大字本郷字上前畑25番地

電話 0536-76-0501 FAX 0536-76-0501

Mail soumu@town.toei.aichi.jp

9 返礼品の決定

本要項に基づき応募内容を定期的に審査し、返礼品の選定を行うものとします。返礼品の採択の可否は書面にてお知らせします。

10 その他留意事項

・ 寄附者からの問い合わせ等への対応

商品の発送から到着までの寄附者との調整及び商品についての問い合わせやクレーム対応については、原則返礼品を提供する事業者の責任で行うものとします。

・ 個人情報の取扱い

返礼品を提供する事業者は、この事業の業務を処理するため知り得た個人情報を厳重に取扱うものとし、本事業の目的以外に使用してはならないものとします。ただし、返礼品に同封した自社パンフレットにより、改めて寄附者から事業者への商品購入申込み等で知り得た個人情報は対象としません。

・ 妨害又は不当要求に対する通報義務

返礼品を提供する事業者は、本事業を実施するに当たり、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は業務の適正な履行を妨害された場合は警察に通報しなければなりません。なお、これらの不当介入を受けたにも関わらず通報しない場合は決定を取消すことがあります。